

入札説明書

この入札説明書は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号、以下「政令」という。）、茨城県病院局会計規程（平成 18 年茨城県病院事業管理規程第 21 号）及び入札心得（平成 18 年茨城県病院局告示第 2 号）、本件調達に係る入札公告（以下「入札公告」という。）のほか、茨城県立中央病院が発注する調達契約に関し、入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が遵守しなければならない一般的事項を定めたものであり、入札参加希望者は次の事項を熟知のうえ入札書を提出すること。

1 競争入札に付する事項

（１）借入物品名及び年間予定数量

寝具類等

＜内訳＞

・寝具類	13品目	227,122枚（個）
・治療用布製品（既製品）	14品目	232,717枚
・治療用布製品（特注品）	14品目	38,582枚

（２）借入物品名の仕様等

別添「仕様書」のとおり

（３）賃貸借契約期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

（４）納入場所

茨城県笠間市鯉淵6528

茨城県立中央病院 施設課 リネン室

2 入札参加者に必要な資格

（１） 政令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。

（２） 政令第 167 条の 4 第 2 項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。

（３） 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項（平成 8 年茨城県告示第 254 号）に基づく競争入札参加資格を有する者であること。ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けている者でないこと。

（４） 一般財団法人医療関連サービス振興会から医療関連サービスマーク制度の寝具類洗濯業務の認定を受けている者であること。

（５） 一般社団法人日本病院寝具協会と業務代行保証契約を締結している者であること。

（６） 過去 3 年以内に病院のリネン物品賃貸借に関する 1 年以上の継続した契約実績があること。
（これは 1 者単独での契約実績のみを有効とし、共同受注のようなケースは実績とみなさない。）

（７） 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でない

こと。

- (8) 茨城県暴力団排除条例（平成 22 年茨城県条例第 36 号）第 2 条第 1 号から同条第 3 号に規定する者でないこと。

3 入札方法及び落札者の決定等

- (1) 入札参加者は、入札公告、入札説明書、別添契約書（案）及び茨城県病院局会計規程及び入札心得を熟覧のうえ入札しなければならない。この場合において、当該入札公告等について疑義がある場合は、当職に説明を求めることができる。ただし、入札後入札公告等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (2) 入札参加者は、下記(6)に示す入札書等に必要事項を記載し、当該入札書等を直接又は郵送（書留郵便に限る。）により提出しなければならない。
- (3) 入札書及び入札にかかる文書に使用する言語は、日本語に限るものとし、また入札金額は日本国通貨による表示に限るものとする。
- (4) 入札書の提出場所は、入札公告のとおり。
- (5) 入札書の提出期限は、入札公告のとおり。
- (6) 入札参加者は、次の各号に掲げる事項を記載した入札書（別紙様式 2）を提出しなければならない。
- ア 入札参加者本人の住所、氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）。
- イ 代理人が入札する場合は、参加者本人の住所及び氏名（法人の場合は、所在地、名称又は商号及び代表者の氏名）及び代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名等。
- (7) 代理人が入札する場合は、開札時まで委任状（別紙様式 3）を提出すること。
- (8) 入札参加者は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。ただし、入札金額についての訂正は認めない。
- (9) 入札参加者は、2 に係る誓約書（別紙様式 4）を事前に提出しなければならない。
- (10) 入札参加者が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めたときは、当該入札を延期し、又はこれを廃止することがある。
- (11) 入札書には、「別表 1：寝具類」及び「別表 2：治療用布製品(既製品)」、並びに「別表 3：治療用布製品(特注品)」の各内訳書を合計した年間予定総合計金額を記載することとし、別表 1～3 の各契約単価内訳書を添付すること。
- なお、「単価」の欄には、1 納入単位当たりの金額を記載するものとし、当該金額には、賃借物品の納入に要する一切の諸経費を含めた金額とする。
- (12) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に 10 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札額とするので、入札者が消費税等に係る課税業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- (13) 落札者の決定は、本院で設定した予定価格の範囲内で、かつ最低価格をもって入札を行った者を落札者とする。

入札回数は 2 回を限度とし、2 回目も落札者がいなかった場合には、第 2 回目に最低額を提示した者と随意契約の交渉をする。

なお、同額の入札があった場合は抽選により決定する。

4 無効の入札書

入札書で次の各号の一に該当する入札書は、これを無効とする。

- (1) 公正な競争を不法に阻害する入札を行った場合の入札書
- (2) 入札公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者の提出した入札書
- (3) 入札金額のない入札書
- (4) 入札参加者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）のないもの又は判然としない入札書
- (5) 入札金額の記載が不明確な入札書
- (6) 入札書の提出期限までに到達しなかった入札書
- (7) 委任状を持参しない代理人の提出した入札書
- (8) 「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和 22 年法律第 54 号）に違反し、価格又はその他の点に関し公正な競争を不法に阻害したと認められる者の提出した入札書
- (9) その他入札に関する条件に違反した入札書

5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金

入札に参加を希望する者は、見積もる契約金額の 100 分の 5 以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、茨城県病院局会計規程第 112 条第 2 項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部を免除する。

- (2) 契約保証金

落札者は、契約金額の 100 分の 10 以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

ただし、茨城県病院局会計規程第 107 条第 2 項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部を免除する。

6 契約書の作成

- (1) 本件業務は、令和 7 年度に係るものであり、この入札は、令和 7 年 4 月 1 日に効力を発するものである。したがって、令和 7 年度予算が成立しないときは無効とする。
- (2) 令和 7 年 4 月 1 日をもって、病院長と契約相手が契約書に記名押印して成立するものとする。
- (3) 契約書の作成に当たっては、契約の相手方が契約書 2 通に記名押印し、病院長は当該契約書の提出を受けて当該契約書に記名押印し、うち 1 通を相手方に渡すものとする。

7 入札参加者に要求される事項

- (1) 参加者又はその代理人は、一般競争入札参加資格確認申請書（別紙様式 1）に 2 の各資格を証明する書類を添付して令和 7 年 2 月 5 日（水）午後 5 時までに、当該参加者の負担において 1 部提出しなければならない。
- (2) 参加者又はその代理人は、(1) において提出された書類について、関係職員より説明を求められた場合、当該参加者の負担において説明をしなければならない。

8 その他

- (1) 落札者等において、指定期日までに契約を締結しない場合は、損害賠償の請求を受けるほか、以後の入札等の実施について指名の制限等の措置をとられることがある。
- (2) 参加者又は契約の相手方が本件入札に要した費用については、すべて当該参加者又は当該契約の相手方が負担するものとする。
- (3) 資料等を電子メールにより提出する場合は、担当部局の了解を得ること。
- (4) 入札等のため、院内に立ち入る場合は夜間入り口より入館し、体温測定を受けた上で交付された訪問事業者証を首から下げること。